

訪問看護ステーションよもぎ 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社おもちが開設する訪問看護ステーション よもぎ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たっては、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション よもぎ
- ② 所在地 岐阜県各務原市蘇原希望町1丁目11番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（資格：看護師、勤務形態：常勤兼務）
管理者は、ステーションにおける職員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
また、主治医の指示に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が実施されるよう必要な管理を行うものとする。
- ② 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたる（准看護師は訪問のみとする）。
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 必要と認められる人数
身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計

画書によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日を除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分とする。
- ③ 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害、全身状態の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症及び精神疾患患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言等
- ⑨ カテーテル等の管理・交換
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合書に記載された負担割合に乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの距離50円/kmとし、交通費の実費を徴収する。
- 3 インゼルケアは、20,000円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、各務原市、岐阜市、羽島郡、本巣市、北方町、加茂郡坂祝町、羽島市（東海道新幹線より以北、名鉄竹鼻線より以東）、関市（県道79号より以南）、一宮市（北方・葉栗・木曾川・浅井中学校校区）、江南市（県道64号より以北）、丹羽郡扶桑町（県道64号より以北）、犬山市（県道64号より以北、国道41号より以西）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情の対応)

第11条 ステーションは、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 ステーションは、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施するものとする。

- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第16条 ステーションは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社おもちとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年3月1日から施行する。

この規程は、令和 6年6月1日から改訂する。